

ヒトiPS(様)細胞加工医薬品等の品質および安全性の確保に関する2つの指針案

Draft guidelines on ensuring quality and safety of products derived from engineered human (autologous/allogenic) induced pluripotent stem cells



早川 勇夫

Takao HAYAKAWA

近畿大学薬学総合研究所

◎わが国発の技術開発であるiPS細胞を素材とした製品の再生医療における実用化が待望されている。わが国では業としての実用化・普遍化へのゴールゲートは薬事承認である。ゴールに向けての必要な要件を開発早期から示すことは、医学研究者や企業が研究・開発を合理的、効率的、効果的に進め、より迅速に実用化するために必須である。また、規制側としても、近い将来に予想される製品の評価を円滑に進めるための準備を早期に行う必要がある。さらに、国際競争面でも研究・技術開発のみならずガイドライン策定において先行することは、国際的優位性を保持するうえでも不可欠な要素である。最近、厚生労働科学研究班により、自己および同種由来のヒトiPS(様)細胞加工医薬品等の品質および安全性の確保に関する2つの指針案が作成された。指針案作成の背景および内容について概説する。めざすは患者益・国民益に資し、実用化の水先案内、牽引力・推進力としての役割である。



ヒトiPS(様)細胞、細胞加工医薬品等、細胞バンク、品質・安全性確保、指針

再生医療はヒトの臓器や組織の確保が難しいわが国の医療状況下において強く期待されており、研究の進歩に伴う技術的な実現可能性の高まりとともに、医療としての実用化を望む声がますます強くなっている。そのため、わが国をあげて再生医療の実用化に向けた動きが急速に進められている。再生医療の手法としてもっとも一般的なものは、細胞・組織を加工して医薬品・医療用具として適用する方法である。こうした製品の実用化のために必要な要件を開発早期から示すことは、医学研究者や企業が研究・開発を合理的、効率的、効果的に進め、より迅速に実用化するために必須である。また、規制側としても、予想される製品の評価を研究・開発関係者等と認識を共有しながら円滑に進めるために必要である。そこで、厚生労働省は2006年から厚生労働科学研究班(班長:早川勇夫)による検討を行った。その結果、2008

年2月および9月にそれぞれ自己および細胞・組織加工医薬品等全般に関する指針『ヒト(自己)由来細胞・組織加工医薬品等の品質及び安全性の確保に関する指針(薬食発第0208003号)』(以下、“自己親指針”と称する)および『ヒト(同種)由来細胞・組織加工医薬品等の品質及び安全性の確保に関する指針(薬食発第0912006号)』(以下、“同種親指針”と称する)を通知として発出するに至った。

その間、とくにヒト由来の多能性細胞、すなわち間葉系幹細胞などの体性幹細胞、胚性幹細胞(ES細胞)が細胞・組織加工医薬品等の重要な素材として研究対象となってきた。さらに山中らはヒト人工多能性幹細胞(ヒトiPS細胞)の作製に成功し、分化した細胞を人為的にリプログラミング(初期化)できることを示した。これは細胞の分化・脱分化が人為的に自在に操作できる可能性を

示唆する金字塔であり、その活用により生命現象解明のための基礎研究、病因や発症機構解明などの医学研究、毒性・薬効評価系確立などを通した創薬研究、さらに再生医療の実用化にも無限の可能性が拓かれた。こうして iPS 細胞が細胞・組織を加工医薬品等の素材としてきわめて大きな脚光を浴びることになった。

こうした状況下で、わが国発の技術開発である iPS 細胞をはじめ、各種幹細胞に由来する製品の薬事法下での臨床応用に向けて、研究・開発、品質・安全性の観点からヒトに適用してもさしつかえないかの評価にかかる確認(First-in-Man; 治験開始の前提条件を充たしているかの評価・確認)などを効率的、効果的、合理的に行ううえで必要と思われる技術、製造方法、特性解析方法、品質管理方法および安定性、ならびに非臨床安全性および有効性に関する留意事項およびデータに関する指針の作成が強く要望された。

これに対応するため平成 20 年度(2008)から厚生労働科学研究事業「ヒト幹細胞を用いた細胞・組織加工医薬品等の品質・安全性確保に関する研究班」(班長:早川堯夫)が実施された。研究では、ヒト幹細胞の細胞・組織加工医薬品等への利用に関連した学問・技術の進歩、倫理上の重要ポイント、各種規制、国際動向などを調査・研究し、適切な安全性評価基準の作成や規制のあり方を検討することにより、ヒト幹細胞由来製品の実用化の推進を図ることを目的とした。

その結果、“自己親指針”をベースとして、ヒト(自己)体性幹細胞およびヒト(自己)iPS(様)細胞加工医薬品等に関するそれぞれの指針案(中間報告)を作成した。また、“同種親指針”をベースとして、ヒト(同種)体性幹細胞、ヒト ES 細胞、ヒト(同種)iPS(様)細胞に関するそれぞれの指針案(中間報告)を作成し、公表した¹⁾。これをベースにさらに諸外国での状況、その後の当該分野の進歩、さまざまな観点からの論議を踏まえて最終案(以下、本指針案と略する)を作成した²⁾。

本稿では、自己および同種由来ヒト iPS(様)細胞を加工した医薬品または医療機器の品質および安全性の確保のための基本的な技術要件に関する指針案について紹介する。

● ヒト iPS(様)細胞加工医薬品等の作成にあたっての基本的考え方

本指針案を作成するにあたっては、以下のような iPS 細胞の特徴や関連する事項を考慮し、ベースとなった自己親指針(薬食発第 0208003 号)および同種親指針(薬食発第 0912006 号)に付加する形で盛り込むことにした。

1. 再生医療の素材としてのヒト iPS(様)細胞

いうまでもなく再生医療の究極の目的は治療である。したがって、つねに治療(目的)から発想する考え方・アプローチが肝要であり、どのような疾患を対象に、どのような製品を開発するかが第一義的課題である。iPS 細胞の作製による細胞の分化・脱分化に関するパラダイムシフトは、再生医療への応用に無限の可能性(手段)を提供するが、このことは、初期化の程度や特定 iPS 細胞の標準化がすべての再生医療への応用の前提であるということをかならずしも意味するわけではない。初期化の程度を一定にすることができる、iPS 細胞の標準化ができるることは、再生医療に利用される細胞・組織加工医薬品等の創製のための特性が明らかな原材料、すなわち重要な素材(手段)のひとつの提供という大きな意義をもつ。しかし、すべての製品のもとが特定の iPS 細胞でなければならないという必然性はない。ある個別の製品に対して素材として適切な細胞があれば、それでよい。重要なことは、細胞の分化・脱分化が人為的に操作できるというパラダイムのなかで、ある特定の治療(目的)にかなう品質、有効性、安全性を有する最終製品を製造するのに適切な素材として人工的に誘導された多能性の細胞が適切に位置づけられることである。どの細胞から、どの手段で、どの程度初期化(多能性化)した細胞を得て、どのような分化誘導で、どのような細胞を経て目的細胞に至るかが、各開発研究関係者の挑戦課題であると思われる。

以上のような趣旨のもと、本指針では“ヒト iPS 細胞”に加え、“ヒト iPS 様細胞”を視野において記述を含めることとし、それぞれの細胞を暫定的につぎのように定義した。“ヒト iPS 紹介”とは、「ヒト体細胞を遺伝子導入・蛋白質導入・薬剤処理等により人為的に初期化して得られる細胞又は当

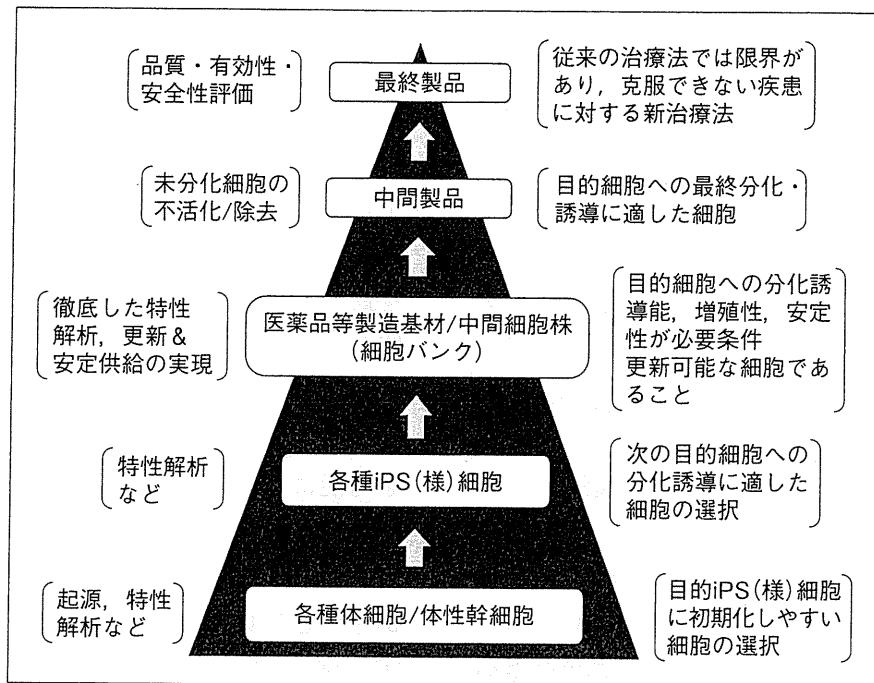


図 1 細胞バンクはヒトiPS細胞加工医薬品等製造のベースキャンプ

該細胞の分裂により生じる細胞であって、内胚葉、中胚葉及び外胚葉の細胞に分化する性質を有し、かつ、自己複製能力を維持しているもの又はそれに類する能力を有することが推定されるもの」をいう。また、「ヒトiPS様細胞」とは、「ヒト体細胞を遺伝子導入・蛋白質導入・薬剤処理等により人為的に脱分化して得られる細胞又は当該細胞の分裂により生じる細胞であって、少なくとも内胚葉、中胚葉または外胚葉の一部の細胞に分化する性質を有し、自己複製能を維持しているもの又はそれに類する能力を有することが推定されるもの」を指す。

2. iPS(様)細胞と医薬品製造基材/中間細胞株

生物起源の医薬品等(バイオロジクス)は原材料において非特定起源からの由来や複雑さのために品質特性解析および管理がかならずしも必要十分にはなしそう、最終製品においても量的制約や複雑な品質特性のために、必要十分な分析・管理ができないことが多い。それらを補完するうえで、あらゆるバイオロジクスに通底するもつとも重要な概念および方策は、製造工程の一定性・恒常性を確保することである。その中核をなすもつとも重要な要素は、全工程のある段階においてもつとも徹底した品質特性解析および管理が可能で、つぎの段階へのステップをつねに確実にか

つ安定して進行させ、ゴールとしての最終製品に向かうことを可能にするベースキャンプたる“医薬品等製造基材/中間細胞株”である。“医薬品等製造基材”は一般に製品製造の出発原料たる“細胞バンク”として樹立され、管理される。中間細胞株がバンクとして利用されることもある(図1)。

細胞・組織加工医薬品等の安定的な製品製造におけるもっとも理想的なベースキャンプは、十分に解析され、安定で増殖性を有し、更新も安定供給も可能で、かつ目的細胞に適切に分化できる細胞(バンク)や中間細胞株である。製品によっては、原材料段階での困難な検討や解析結果にウェイトをおくよりも、いわば製造工程途上にある細胞株(中間細胞株:バンク)を適切に確実に樹立することが、安全な最終目的製品を安定的に製造するうえで重要であり、むしろ科学的にも合理的な場合がある。そのような方策を選択した場合は、その利点と妥当性を説明しておく必要がある。その際、別の表現型を示す細胞株を段階的に樹立する際は、それぞれの細胞株樹立までの方法(分化誘導方法、目的とする細胞の分離・培養および株化の方法、細胞株樹立までの各段階での培地、培養条件、培養期間および収率など)を明確にし、可能な範囲でその妥当性を明らかにする必要がある。このような中間細胞株の品質の均質性および

安定性を保持するため、各種細胞特性指標(細胞純度、形態学的評価、表現型特異的マーカー、核型、細胞増殖特性、分化能など)のうちから重要特性指標を同定してその基準を設定するとともに、設定された基準による品質を維持したまま増殖が可能な継代数または分裂回数を示す必要がある。

iPS(様)細胞そのものが上記のような意味での安定的な“医薬品製造基材/バンク”と位置づけられることは、かならずしも一般的ではないかもしれません。

3. より安全なヒトiPS(様)細胞の作製とその限界

iPS細胞またはiPS様細胞(以下、いずれかを指して“iPS(様)細胞”という)由来製品においては、最終製品における未分化細胞の存在が異所性組織形成や腫瘍形成・癌化の可能性など安全性上の重要な関心事である。これは元来iPS細胞の最大の特徴の裏返しであり、iPS細胞のレベルでこれに対策を講じることは、きわめて困難であると考えられる。iPS細胞を作製するために用いる誘導剤の改良などにより、安全性上懸念される外因的な要因を取り除くことで“より安全なiPS細胞”を作製することは可能であり、望ましいことと考えられる。しかし、iPS細胞を特徴づける固有の内因性の要素を取り除くことは原理的に二律背反であり、困難である。

また、“外因性因子の改良により樹立されたより安全なiPS細胞”は改良前のものに比較して“より安全な最終製品の出発原材料”にはなりうるが、テラトーマ形成にアイデンティティがあるような内因性の固有の特性によるものに関しては、“より安全なiPS細胞”そのものが存在しないのではないかと考えられる。したがって、将来的にはiPS細胞レベルでの安全性を主題にするのではなく、製品からみた対策、すなわちある製品によってはiPS細胞そのものよりも、iPS細胞がもつ特性の必要部分を取り出したような“iPS様細胞”を原材料にしたり、製造工程や工程管理を工夫することにより、より安全性の高い最終製品を創出する戦略や戦術が大きな意味をもってくるのではないかと考えられる。それゆえ、本指針案では可能なかぎりセルバンクや中間製品段階などの徹底

的な解析により、目的外の未分化細胞混在の可能性を否定するか、あるいは目的細胞から未分化細胞の効果的分離・除去法や不活化法の開発・適用により、混在の可能性を最小限にする努力を求めている。

さらに、投与経路などの選択も安全性上の懸念を最小限にするための有用な方策であることも示唆している。適切な体性幹細胞からiPS(様)細胞、iPS(様)細胞からより安全・安定、特性が明確で、適切な原材料となりうる任意の体性幹細胞の作製を可能にする技術や品質・特性解析技術の開発研究の重要性にも言及している。個々の細胞由来iPS(様)細胞の多能性や分化できる細胞の種類をあらかじめ見極める“検査技術”や、効率よく確実に目的とする細胞に分化誘導したり、分化細胞を未分化細胞から分離する“加工技術”的研究開発は、あらたなビジネスチャンスを生むことになると考えられる。

●「ヒト(自己・同種)iPS(様)細胞加工医薬品等の品質及び安全性の確保に関する指針案」の概略

今回の指針案は2つある。自己由来のヒトiPS細胞を加工した製品と同種由来のヒトiPS細胞を加工した製品に対するものである。両者には相違点もあるが、共通項も多い。全体の構成(目次)は同じである。両指針案には、はじめに以下に示すような趣旨が述べられ、ついで表1に示すような本文が記載されている。以下にその概略および必要な解説をする。

1. 指針案の趣旨

両指針案の趣旨は基本的に共通である。以下に列記する。

(1) 本指針は、ヒト自己または同種由来の人工多能性幹細胞(iPS細胞)または人工多能性幹細胞様細胞(iPS様細胞)を加工した医薬品または医療機器(以下“ヒト(自己・同種)iPS(様)細胞加工医薬品等”または“ヒトiPS(様)細胞加工医薬品等”といふ)の品質および安全性の確保のための基本的な技術要件について定めるものである。

しかし、ヒトiPS(様)細胞加工医薬品等は、ヒト体細胞より人為的に作製された各種iPS(様)細

表 1 ヒト(自己・同種)iPS(様)細胞加工医薬品などの品質および安全性の確保に関する指針(案)目次

| |
|------------------------------------|
| 第1章 総則 |
| 第1 目的 |
| 第2 定義 |
| 第2章 製造方法 |
| 第1 原材料及び製造関連物質 |
| 1 原材料となるヒト細胞 |
| 2 目的とする細胞・組織以外の原材料及び製造関連物質 |
| 第2 製造工程 |
| 1 ロット構成の有無とロットの規定 |
| 2 製造方法 |
| 3 最終製品の構成要素となる細胞の特性解析 |
| 4 最終製品の形態、包装 |
| 5 製造方法の恒常性 |
| 6 製造方法の変更 |
| 第3 最終製品の品質管理 |
| 1 総論 |
| 2 最終製品の品質管理法 |
| 第3章 ヒトiPS(様)細胞加工医薬品等の安定性 |
| 第4章 ヒトiPS(様)細胞加工医薬品等の非臨床安全性試験 |
| 第5章 ヒトiPS(様)細胞加工医薬品等の効力又は性能を裏付ける試験 |
| 第6章 ヒトiPS(様)細胞加工医薬品等の体内動態 |
| 第7章 臨床試験 |

胞を人為的に分化誘導し、得られた特定の細胞をそのまま利用、あるいはさらに加工することにより製造されるため、その製造方法、中間製品や目的細胞の種類および特性、臨床上の適用法は多種多様であり、また、本分野における科学的進歩や経験の蓄積は日進月歩である。本指針を一律に適用したり、本指針の内容が必要事項すべてを包含しているとみなしたりすることがかならずしも適切でない場合もある。したがって、個々の医薬品等についての試験の実施や評価に際しては本指針の目的を踏まえ、その時点の学問の進歩を反映した合理的根拠に基づき、ケースバイケースで柔軟に対応することが必要である。

(2) 薬事戦略相談あるいは治験相談におけるヒトiPS(様)細胞加工医薬品等の治験を開始する(First-in-Man)にあたっての基本的留意点は、当該製品にヒトへの適用により支障となる品質および安全性上の明らかな問題が存在するかどうか、臨床で得られた知見との関係性を照合できる程度に品質特性が把握され、その一定範囲の恒常性が確保されているかどうかを確認することにある。

表 2 自己由来細胞製品と同種由来細胞製品における技術要件の相異点

| |
|---|
| 原材料となるヒト細胞の特性と適格性(同種) |
| ・免疫適合性(HLA タイピング)等の考慮 |
| ・より厳密なドナーの選択基準、適格性の明確化と妥当性 |
| 最終製品のウイルス試験 |
| ・HBV, HCV, HIV, HTLV につき、患者の段階で否定し得ず、かつこれらのウイルスを増殖させる可能性のある細胞の場合には、存在量に関する試験を実施し、製品の投与が患者の不利益にならないことを確認する必要(自己) |
| ・製造工程中で生物由来成分を使用する場合、最終製品で当該成分由来のウイルス否定試験の実施を考慮すべき場合もある。しかし可能な限り、もとの成分段階での試験やプロセス評価で迷入が否定されていることが望ましい(自己・同種) |

その際、明らかに想定される製品のリスクを現在の学問・技術を駆使して排除し、その科学的妥当性を明らかにしたうえで、なお残る“未知のリスク”と、重篤で生命を脅かす疾患、身体の機能を著しく損なう疾患、身体の機能や形態を一定程度損なうことによりQOLを著しく損なう疾患などに罹患し、従来の治療法では限界があり、克服できない“患者があらたな治療機会を失うことにより被るかもしれないリスク”とのリスクの大小を勘案し、かつ、これらすべての情報を開示したうえで患者の自己決定権に委ねるという視点をもつことも重要である。したがって、製品をはじめてヒトに適用する First-in-Man の場合、その申請にあたって添付すべき資料については本指針に示された要件や内容をすべて充たすことをかならずしも求めているわけではない。製造販売承認申請時における品質および安全性の確保のための資料は治験の進行とともに本指針に沿って充実整備されることを前提に、治験開始(First-in-Man)時点でその趣旨に適う条件を充たし、合理的に作成された適切な資料を提出すること。また、治験開始(First-in-Man)に必要とされる資料の範囲および程度については、当該製品の由来、対象疾患、対象患者、適用部位、適用方法および加工方法などにより異なり、本指針では具体的に明らかでないことも少なくないので、個別に独立行政法人医薬品医療機器総合機構に相談することが望ましい。

(3) 本指針に記述された事項、試験方法、基準

表3 ヒト(同種)IPS(様)細胞加工医薬品等の原材料となる体細胞の特性と適格性
——ドナーの選択基準、適格性

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・年齢、性別、民族学的特徴、病歴、健康状態、各種感染症に関する検査、免疫適合性等の考慮 ・ドナー選択基準、適格性基準の明確化と妥当性の説明 ・B型肝炎(HBV)、C型肝炎(HCV)、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)感染症、成人T細胞白血病、パルボウイルスB19感染症の問診及び検査(血清学的試験や核酸増幅法等)により否定 ・必要に応じたサイトメガロウイルス、EBウイルス、西ナイルウイルス検査 ・既往歴、問診等より適格性を判断 <ul style="list-style-type: none"> ・梅毒トレポネーマ、クラミジア、淋菌、結核菌等の細菌による感染症 ・敗血症及びその疑い ・悪性腫瘍 ・重篤な代謝、内分泌疾患 ・膠原病、血液疾患、肝疾患 ・伝達性海綿状脳症及びその疑い並びにその他の認知症 ・輸血、移植医療を受けた経験の有無等も加味する |
|--|

その他の技術要件は、それぞれの目的に適う内容と程度をもとに考慮、選択、適用、および評価されるべきことを意図しており、かならずしもつねに同一(最高)水準での解釈・運用を求めているわけではない。この趣旨を踏まえ、申請者は考慮した背景、選択、適用、および評価した内容と程度がそれぞれの目的に相応しく、科学的合理性からみて妥当であることを明らかにすること。

2. 自己由来iPS細胞加工製品と同種由来iPS細胞加工製品に対する技術要件の相違点

ヒト自己由来iPS細胞加工製品と同種由来iPS細胞加工製品に対する技術要件には共通点が多いが、当然相違点もある。おもな点は、①原材料となる細胞の由来、適格性、②免疫学的配慮、③感染性物質検査、④細胞バンクの樹立、⑤最終産物のウイルス検査、などに関する技術要件である。表2および表3にこれらの点の一部の内容を示している。

「ヒト(自己・同種)IPS(様)細胞加工医薬品等の品質及び安全性の確保に関する指針案」の概略

1. 製造方法・品質面の留意点

指針案に記載されている製造方法および品質面での技術的要件のうち、とくに留意すべき事項は、①各段階の細胞(原材料、中間製品、最終製品)の特性解析、特性指標の把握、適格性、②その他の原材料、製造関連物質の適格性と品質管理

(とくに生物由来物質、複合製品の非細胞・組織成分など)、③微生物、とくにウイルス安全性、④製造工程の妥当性、一定性、⑤目的細胞/純度/均質性/力値などの恒常的確保、⑥安定性(貯法・有効期限設定、凍結/解凍、運搬する場合など)、⑦製品レベルと製法レベルでの適切な組合せによる品質管理などである。このうち、①および③にかかる自己由来iPS細胞と同種由来iPS細胞に対する技術要件の違いについては、すでに表2および表3に示したとおりである。

2. 非臨床安全性評価の留意点

非臨床安全性評価試験については、貴重なヒト細胞製品を実験動物で試験することの限界を考慮したうえで、製品の特性や適用法に応じ技術的に可能で、科学的に合理的な範囲で実施することが肝要である。iPS細胞加工医薬品等の場合、①細胞(出発素材)の造腫瘍性、②異所性の組織形成、③不適切な分化/造腫瘍性、④目的外の表現型発現にとくに留意すべきことはいうまでもない。また、⑤同種の場合に免疫原性/免疫拒絶反応に対する留意も必要である。もし適切な製品モデル/疾患モデル動物があればこれらを合理的活用することも考慮する。基本的に重要なコンセプトは、安全性評価は相対的なものであり、細胞の種類・特性、適用法、適用量、適用部位、対象疾患、施術者の専門性、適切な安全性対策、有効性、臨床的意義などによって変わりうるということである。ケースバイケースであるが、試験の意義を十分考

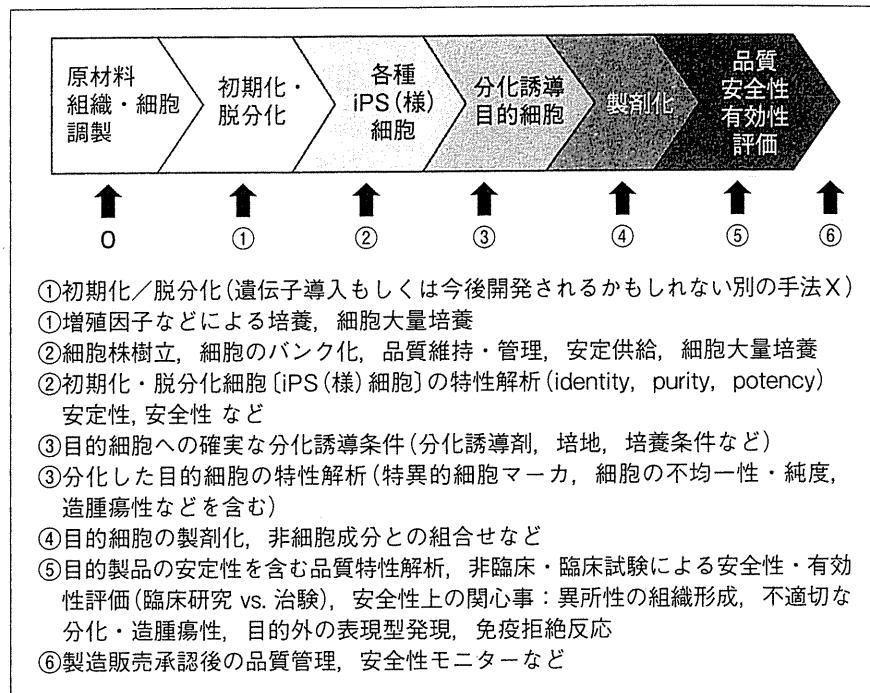


図2 ヒトiPS(様)細胞加工医薬品等の製造、評価のポイント

慮しながら実施することが望まれる。

3. 非臨床有効性評価の留意点

非臨床有効性評価についても技術的に可能で、科学的に合理的な範囲で実験動物や細胞などを用いて、期待される効果や体内動態などを検討することが肝要である。適切な製品モデル/疾患モデル動物の合理的活用も考慮する。既存の医薬品・医療機器や医療技術には期待できない治療効果が想定されるか、既存のものとは原理・手法において異なる治療法としての選択肢を提供するという意義が示されることが望まれる。想定される治療効果にインパクトがあれば、必要な安全性試験はそれとのバランスで考えられるかもしれない。

4. 臨床試験

臨床試験実施の詳細については両指針のテーマではない。しかし、非臨床レベルでの製品の品質・安全性の試験や評価上の留意点と臨床目的や実施計画などとはつねに双方向的に考え合わせる必要がある。国内の治験計画について評価する際には、①対象疾患、②対象とする被験者および被験者から除外すべき患者の考え方、③ヒトiPS(様)細胞加工医薬品等および併用薬の適用を含め、被験者に対して行われる治療内容(注:投与・移植した細胞の機能を維持・向上・発揮させるた

めに併用する薬剤が想定される場合、当該薬剤の作用を *in vitro* あるいは *in vivo* で検証すること)、④既存の治療法との比較を踏まえた臨床試験実施の妥当性、⑤現在得られている情報から想定される製品および患者のリスクおよびベネフィットを含め、被験者への説明事項の案、などの項目を踏まえることが必要とされている。その際、前述した1. 指針案の趣旨(2)項で示されている製品のリスクと“患者があらたな治療機会を失うことにより被るかもしれないリスク”とのリスクの大小を勘案し、かつ、これらすべての情報を開示したうえで患者の自己決定権に委ねるという視点を導入することが望まれている。

なお、臨床試験は適切な試験デザインおよびエンドポイントを設定して実施する必要があり、目的とする細胞・組織の由来、対象疾患および適用方法などを踏まえて適切に計画することとされている。

5. ヒトiPS(様)細胞加工医薬品等の製造、評価のポイントのまとめ

図2にヒトiPS(様)細胞加工医薬品等の製造、評価のポイントを改めてまとめた。

おわりに

本指針案を解釈し運用していくにあたって、前提と考えるべきことがある。本来の目的は再生医療というあらたな医療によって病に苦しむ患者が救われる機会を提供することである。指針の役割は、もっとも効率的・効果的に所定の目標に達するための要素と方策の提示である。指針にはさまざまな事態・状況を想定して、網羅的に留意事項が記述されているが、これらは細胞の特性や臨床目的、適用法などによって取捨選択されるべきものであり、また適用項目についても適切・柔軟に解釈・運用すべきものである。あらたな治療法への可能性が期待できること(proof of concept: POC)，ヒトにはじめて適用してもさしつかえない程度に既存の知見のなかで想定しうる安全性上の問題がクリアされていること、倫理的妥当性の確保・堅持(ヘルシンキ宣言遵守、ドナー・患者に対する徹底的な説明と同意や自己決定権が前提)は当然であるが、手段である指針への遵守が主となり、他に代えられない患者への医療機会の提供という目標が従になるような解釈や運用は本末転倒であり、避けなければならない。

再生医療実用化の推進が、国民の保健衛生の維持・向上のための重要課題であることは自明の理である。革新的医薬品等や医療技術の開発は国民益にかない国際益にもなる、人類共通の遺産の創出という平和的な国際貢献につながるからであ

る。ここにおける国の役割は、臨床研究や産業化推進のアシスト役であり、規制や指針はこうした共通のゴールに向かって科学的、合理的、効率的、効果的に進むための方策である。全関係者は同じピッチに立ち、ともにゴールに向かうプレーヤーであり、英知を結集してより早く患者のもとに画期的な細胞・組織加工医薬品等や革新的医療技術が届けられるよう、より高い達成度をめざして努力する必要がある。

謝辞：本研究は平成20～22年度および23年度厚生労働科学研究費補助金(医薬品・医療機器などレギュラトリーサイエンス総合研究事業)課題番号H20-医薬-指定-028およびH23-医薬-指定-022によるものである。本研究の分担(およびおもな協力)研究者は梅澤明弘 国立成育医療センター生殖医療研究部部長、小澤敬也 自治医科大学医学部内科学講座血液学部門教授、佐藤陽治 国立医薬品食品衛生研究所遺伝子細胞医薬部第2室長、澤 芳樹 大阪大学大学院医学系研究科外科学講座教授、松山晃文(財)先端医療振興財団再生医療研究開発部門部門長補佐、山中伸弥 京都大学iPS細胞研究所長、大和雅之 東京女子医科大学先端生命医科学研究所教授、青井貴之 京都大学iPS細胞研究所教授である。

文献

- 1) 早川堯夫・他：再生医療，9：116-180, 2010.
- 2) 早川堯夫・他：再生医療，10：86-152, 2011.

